

## 政府が「介護新認定を見直す」

### 日本共産党の追及と国民世論で追い込む

厚生労働省は4月に導入された新しい要介護認定制度で、認定が軽度化する事実を認め、大幅に見直すことを決めました。4月からの制度変更の誤りを認めざるを得なくなったもので、新しい調査基準での認定が10月1日にも開始されます。

今回、厚労省が異例の「大幅見直し」を決めたのは、新認定制度の目的が、介護費用抑制にあるこ

とを示す内部文書を暴露した日本共産党の小池晃参院議員の4月2日の国会での追及が決定打となりました。

そして、実施中止を求めた関係者の運動と日本共産党の追及で、4月の実施後も、従来のサービスを継続して受けられる経過措置や、新制度見直しの検討会を設置するという、異例の事態になっていました。(裏面に「しんぶん赤旗」記事掲載)

### 佐々木前議員、せこ比例候補も省庁交渉で要求

佐々木憲昭前議員やせこゆき子比例候補も5月29日、厚生労働省とこの問題で交渉を行いました。これには静岡県三島市のケアマネージャーも参加して、新しい認定方法の問題点を具体的に指摘し、撤回を要望しました。

要望では、これまでは寝たきりの人で、寝返りができないと、「全介助」だったものが、新しい制度では「自立」となるのはあまりに不合理であることや、三島市では当面、経過措置を設けているが、問題のある新しい判定基準は撤回してほしいと求めました。

これに対し、厚生労働省の担当者は「これまで

の認定方法は調査員個人の判断が入り、(介護度に)ばらつきがあったので、4月以降は客観



的にやれるようにした。しかし、見直しに不安の声があることは認識している。『要介護認定の見直しにかかる検証・検討会』で検討中であり、検討会の結果を待って、必要に応じて見直していく」と答えていました。

## ホームヘルパー、ショートステイ利用、介護報酬引き上げにも努力

東海4県の党関係者と佐々木憲昭前議員は、介護問題でこの2年間に7回、省庁交渉を行っています。その都度、関係者から要望も聞き、関係者も同席して実情を訴えました。

そうしたなかで、厚生労働省に、同居家族があるからといって一律にホームヘルパーの利用を拒否しないという事務連絡(2007年12月)を出させるとともに、現場への周知徹底をくりかえし求めました。

また、ショートステイ利用日数を限度の半分以下に抑えたり、要介護度の低い人は利用を認めないといった県の誤った指導を国から改善するようにさせました。

さらに、「家事援助での買い物代行はケアプランに位置づければ可能」ということも認めさせま

した。

2009年度からの介護報酬の引き上げについては、職員の待遇改善につながるように求めるとともに、利用者の負担増とならないよう、国庫負担の引き上げを求めました。



また、要介護認定を受けている本人や家族が障害者控除を受けられるよう、佐々木議員が2007年に国会で取り上げ、障害者手帳がなくても65歳以上の高齢者で「障害者に準ずる」人は、市長村長などの認定で控除を受けられることや、5年前にさかのぼって控除を受けられることを認めさせました。そのさい、「要介護認定も判断の材料のひとつ」であり、窓口で「申請があれば受け付ける」と答弁させました。

# 認定新制度 導入早々 大幅見直し

# 「介護切り」押し返した

4月に実施された要介護認定の新制度が、「介護切り」という関係者の痛烈な批判と運動で、新制度の基本的な考え方を覆す大幅な修正に追い込まれました(本紙29日付既報)。実施早々の見直しは極めて異例です。日本共産党は早く新制度の問題点を明らかにし、白紙撤回を求めて事態を大きく動かしてきました。

新しい認定制度は、介護 実情と乖離(かいり)した認定の軽度化を狙い、介護 ものになる(認知症の人保険サービスの利用を入りと家族の会)など、幅広い口で締め出すものでした。関係団体が抗議の声を上げた重度の寝たきりの人の「移動・移乗」を「自立」と判断するなどの変更は、「私断」で利用していたサービスたちの常識では考えられない。「認定結果がその人の

「認定結果がその人の」をとりあげられる人が出ます。「せめて週3回はデイの狙いを、世論の力が大き

## 世論が追い込む／決定打は厚労省内部文書の暴露



新認定制度の大幅見直しに追い込んだのは、関係者の運動と日本共産党の追及でした。厚労省は、新認定の調査基準を制度変更の検討会にも諮らず、国民の目の届かないところで、事前検証も抜きに実施しようとしていました。これを、本紙が「認定軽度化に拍車(2月16日付)」と報道。その後、新聞・雑誌が相次いで「認定軽度化「介護切り」(東京)3月9日)など報道し、世論に火がつきました。一部見直しで乗り切ろう

サービスでお風呂に入りたい」「きちんとリハビリを受けたい」などの声は、いままも充満しています。実際に新制度では、立ち上がるのも難しい人が2、3ランク低く認定される例が続出しました。厚生労働省が集めた全国データでも、サービスが利用できない「非該当」の認定が3倍近くに増えました。もともと新制度は、給付費抑制を目的としたもので、自公政権による一層の介護とりあげと給付費抑制の狙いを、世論の力が大き

### 小池質問の意義大きい 京都女子大教授 石田一紀さん



私は要介護認定の問題を報じた新聞記事を切り抜いています。厚生労働省の検討会が制度変更を議論していた昨年10月から警鐘を鳴らし続けてきたのは、「赤旗」だけです。厚労省がこっそり改定を進めていた認定調査基準の改悪を、2月に真先に伝えて注意喚起した日刊紙も、「赤旗」でした。その後、各新聞・雑誌が報じ始めました。極めて付きが、小池晃参院議員の国会での追及です。要介護認定者の割合が予算に合わせて認定制度で調整されていることは指摘されてきましたが、厚労省自身の肉声で裏付けたのは初めてでした。あの質問が政府をここまで追い込んだのは、間違いありません。新制度については、引き続き追及が必要ですが、認定制度そのものの問題点を明らかにして、日本共産党が提案するように、専門家の判断で必要な介護を提供する方向をめざすことも重要です。

### 「赤旗」報道機に大運動 東京民医連会長 石川徹さん



認定調査基準の改悪を批判した「赤旗」の2月の報道をきっかけに、介護関係者の大きな運動が起こりました。民医連としても、軽度の判定が突出している事実を政府に突きつけ、新制度の中止を求めてきました。新制度の実施早々、異例の経過措置に続いて大幅な見直しに追い込んだことは、大きな成果です。4月からの認定調査基準は「実際に行われている介護」や「実際に行ってもらった動作」で機械的に判断することを強調しました。私は認定審査にかかわっていますが、これでは利用者の実情を反映できません。今回、「行われている介護」が不適切な場合、適切な介護を選ぶなどと見直したのは、これらの考え方を否定したに等しく、制度変更の誤りを認めたものです。ただし、今回の見直しで適切な1次判定が出る保証はありません。コンピュータソフトの問題点も明らかになりました。おかしな事例を告発する運動を起していかなければなりません。